



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 日特エンジニアリング株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 近藤 進茂
 (コード番号 6145)
 問い合わせ先
 役職・氏名 常務取締役管理本部長 坂口 賢三
 電 話 048-837-2011

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 40 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条「目的」の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるため、変更案第 28 条（社外取締役との責任限定契約）、変更案第 37 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、変更案第 28 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条（記載省略）	第 1 条（現行どおり）
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 自動機および同部品の製造販売 (2) 電子および電気機器、同部品の製造販売 (3) 医療機器および同部品の製造販売 (4) 半導体製品および同部品の製造販売 (5) 情報記録処理機能付カードおよび同部品の製造販売 (新 設) (6) 不動産の賃貸管理 (7) 前各号に附帯または関連する一切の業務	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 自動機および同部品の製造販売 (2) 電子および電気機器、同部品の製造販売 (3) 医療機器および同部品の製造販売 (4) 半導体製品および同部品の製造販売 (5) 情報記録処理機能付カードおよび同部品の製造販売 (6) <u>ソフトウェアの開発、販売および貸与</u> (7) <u>不動産の賃貸管理</u> (8) 前各号に附帯または関連する一切の業務
第 3 条～第 27 条（記載省略）	第 3 条～第 27 条（現行どおり）

現行定款	変更案
(新 設)	
第 28 条～第 35 条 (記載省略)	<u>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(新 設)	
第 36 条～第 43 条 (記載省略)	<u>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
	第 29 条～第 36 条 (現行どおり)
	第 38 条～第 45 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 27 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 27 日 (水)

以 上